

1.1. 小規模多機能型居宅介護

※1月あたりの報酬となります

※()内が旧単位となります

基本報酬の改定点					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)同一建物に居住する者以外に行う場合	10,423単位 (10,364)	15,318単位 (15,232)	22,283単位 (22,157)	24,593単位 (24,454)	27,117単位 (26,964)
(2)同一建物に居住する者に行う場合	9,391単位 (9,338)	13,802単位 (13,724)	20,076単位 (19,963)	22,158単位 (22,033)	24,433単位 (24,295)
短期利用居宅介護費	570単位 (567)	638単位 (634)	707単位 (703)	774単位 (770)	840単位 (835)
	要支援1	要支援2			
(1)同一建物に居住する者以外に行う場合	3,438単位 (3,418)	6,948単位 (6,908)			
(2)同一建物に居住する者に行う場合	3,098単位 (3,080)	6,260単位 (6,224)			
短期利用介護予防居宅介護費	423単位 (421)	529単位 (526)			

※新型コロナ対応の時限措置として、2021年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数が加算されます

各種加算の改定点		
(1) 加算の新設		
名称	区分：単位数	詳細
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	○ 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定。
科学的介護推進体制加算	40単位/月	以下のいずれの要件も満たすことを求める。 ・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
サービス提供体制強化加算	(1) : 750単位/月	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上

(2) 加算の改定

名称	現行	改定後
生活機能向上連携加算	(I) : 100単位/月	<p>(I) : 100単位/月</p> <p>○ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成（変更）すること</p> <p>○ 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと</p> <p>以上2点を定期的に行うこと</p>
	(II) : 200単位/月	<p>(II) : 200単位/月</p> <p>○ 現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合</p>
口腔・栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算 5単位/回	<p>20単位/回</p> <p>○ 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること（※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可）</p>
サービス提供体制強化加算	(I) イ : 640単位/月	(II) : 640単位/月
	(I) ロ : 500単位/月 (II) : 350単位/月 (III) : 350単位/月	<p>(III) : 350単位/月</p> <p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士40%以上</p> <p>②常勤職員60%以上</p> <p>③勤続7年以上の者が30%以上</p>

※社会保障審議会（介護給付費分科会）資料より抜粋